含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債及び AE において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BI　前年度以前の年度における AE に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなるものを含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去生徒急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の中学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学級を含む。）の数が 31 以上（生徒急増市町村の設置する中学校にあつては 25 以上。以下この号において同じ。）のもの又は同日から 2 年を経過した日（当該年度の 5 月 2 日以降住宅の建設等に伴い新たに学級数が増加することが見込まれる場合にあつては当該年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日）までにその学級の数が 31 以上となることが見込まれるものをいう。）の分離等に必要な学校用地取得のため発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 61 年度、昭和 62 年度、平成 2 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債及び AC において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE　前年度以前の年度における AC に規定する年次支払額で過大又は過少に係るものとして総務大臣が通知した額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）